

| | | |
|--|----|----------------|
| 協定項目番号 | 17 | 一部事務組合・公社等の取扱い |
| <p>1 一部事務組合の取扱い</p> <p>4市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う。</p> <p>また、合併に伴う統合で設置の必要がない組合は解散するなど所要の手続を行う。</p> <p>2 土地開発公社の取扱い</p> <p>基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合する。</p> <p>3 振興公社の取扱い</p> <p>業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討する。</p> <p>なお、事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする。</p> | | |